

別海町自治基本条例

(逐条解説付き)

総 合 政 策 課

「別海町自治基本条例」の構造

条例の理念・原則

理念・原則を受けた制度

制度の担い手の具体化

維持・発展の制度

前文

前文では、町の地理的特徴や成り立ち、これまでの発展の経緯を確認するとともに、今後どのようなまちを目指すかを規定しています。

町民主体の“まちづくり”のルールを定めています。

“まちづくり”における目標である「基本理念」を定め、情報共有の原則・町民参加と協働の原則2つの基本原則を定めています。

第1章 総則

目的(第1条) 条例の位置付け(第2条) 定義(第3条) 基本理念(第4条) 基本原則(第5条)

第5条の基本原則に規定されている情報共有の基本とし、町民、議会及び行政が互いに情報を伝え合い、情報共有がまちづくりの根源であることを定めています。

町民参加の方法及び町民、議会、行政が協働の推進に努めることを定めています。また、住民投票に関する制度についても定めています。

第2章 情報共有

情報共有の基本(第6条)
 情報提供(第7条)
 情報公開(第8条)
 説明責任(第9条)
 個人情報の保護(第10条)
 町民の意見などへの取扱い(第11条)
 町民参加の基本(第12条)

第3章 町民参加と協働

町民参加の推進(第13条)
 町民参加の方法(第14条)
 協働の推進(第15条)
 住民投票(第16条)
 住民投票の請求及び発議(第17条)

まちづくりにおける町民の権利について定められており、町民の権利が保障されていることが重要と定めています。

地方自治によって定められた制度ですが、町民が信託して設置することを再度定義しています。

執行機関としての基本的な役割と責任と義務について定めています。

第4章 町民

町民の権利(第18条)
 町民の役割及び責務(第19条)
 事業者の役割(第20条)
 地域活動団体の役割(第21条)

第6章 議会

議会の設置(第25条)
 議会の役割(第26条)
 議会の権利(第27条)
 議会の責務(第28条)
 議員の責務(第29条)
 議会の運営(第30条)

第7章 行政

執行機関の役割及び責務(第31条)
 町長の設置(第32条)
 町長の役割及び責務(第33条)
 執行機関の職員の役割及び責務(第34条)

多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織や団体においては、町民一人ひとりが地域コミュニティへ参加しその活動を守り育てていくことと定めています。

計画的な行財政運営を行うため、総合計画に基づいて政策を執行し、社会経済情勢の変化や町政の課題に効率的かつ迅速に対応できるように組織体制を確立することについて定めています。

第5章 地域コミュニティ

地域コミュニティ(第22条)
 地域コミュニティにおける町民の役割(第23条)
 議会、行政及び地域コミュニティのかかわり(第24条)

第8章 行財政運営の原則

総合計画(第35条)
 行政評価(第36条)
 財政運営(第37条)
 組織体制(第38条)
 行政手続(第39条)
 政策法務(第40条)
 危機管理(第41条)

町民、議会及び行政は、様々な人々や団体の知恵や意見などをまちづくりに生かすと定めています。

第9章 連携及び協力

さまざまな人々との連携及び協力(第42条)
 国及び北海道との連携及び協力(第43条)
 他の市町村との連携及び協力(第44条)

自治基本条例が社会情勢に適合しているか定期的に見直す仕組みについて定めています。

第10章 条例の見直し

条例の見直し(第45条)

別海町自治基本条例

目次

前文	P 1～P 2
第1章 総則（第1条―第5条）	P 2～P 4
第2章 情報共有（第6条―第12条）	P 4～P 5
第3章 町民参加と協働（第13条―第17条）	P 6～P 8
第4章 町民（第18条―第21条）	P 8～P 9
第5章 地域コミュニティ（第22条―第24条）	P 10
第6章 議会（第25条―第30条）	P 11～P 12
第7章 行政（第31条―第34条）	P 12～P 13
第8章 行財政運営の原則（第35条―第41条）	P 14～P 15
第9章 連携及び協力（第42条―第44条）	P 15～P 16
第10章 条例の見直し（第45条）	P 16

前文

わたしたちのまち別海町は、北海道の東端、根室管内の中央に位置し、東西に61km、南北に44km、1,320km²という広大な面積を有し、悠久のむかしから、アイヌの人たちや先人達の労苦によりその歴史を刻んできました。

海岸沿いを中心に村落の形成が見られるようになると、本格的な漁業がおこなわれるようになり、江戸時代後期にはすでに西別川の鮭が将軍に献上されるなど、このまちの産業の礎が築かれていきました。そして、定住者が増えるのに伴い、内陸部へも開拓の鍬が入ることとなりますが、火山灰土壌や寒冷な気候など、厳しい自然条件の下での畑作農業は困難を極めます。昭和初期に相次いだ冷害の影響により、戦前戦後にかけて徐々に酪農主体の農業に転換されていきました。

その後も酪農専門化が進み、根釧パイロットファームの建設、農業構造改善事業の推進、新酪農村の建設等により一大酪農地帯へと変ぼうをとげ、現在では生乳生産量日本一のまちとなっています。

一方、漁業においては、秋サケ漁をはじめホタテやホッカイシマエビ漁など、沿岸漁業を中心に発展してきましたが、恒久的な資源確保のため、とる漁業からつくり育てる漁業へと増養殖事業を積極的に進め、資源管理型漁業の推進により、根付資源の維持増大が図られています。

また、国後島を望み根室海峡に接する海岸部には、野付半島や野付湾、風蓮湖があり、全国でも有数の渡り鳥飛来地として知られています。この地域では貴重な動植物の生態系がみられることから、道立自然公園に指定されラムサール条約の登録湿地にもなっています。そのほか、ホッカイシマエビ漁に用いられる打瀬舟は野付湾の風物詩として知られ、「野付半島と打瀬舟」は北海道遺産にも登録されています。

このようなすばらしい大地、豊かな海、優れた自然環境の中で暮らすわたしたちは、先人達の永い絶えまない苦闘ののち守り育てた歴史、文化、伝統を誇りに、今まで培ってきた産業や自然の良さを十分に生かしながらいつまでも住み続けたいと思うまちとするため、別海町民憲章の5つの理念を尊重しまちづくりを進めていきます。

町民がいきいきと暮らし活動できるまちの実現に向けて、それぞれの役割及び責任を明確にし、町民主体による自治を確立するため、ここに別海町自治基本条例を制定します。

【解 説】

別海町を住みよいまちにするうえで、基本的な事項を定めるものであり、その制定の趣旨を明らかにするため前文を設けます。前文では町の地理的特徴や成り立ち、これまでの発展の経緯を確認するとともに、今後、どのようなまちを目指すのかを述べ自ら考え、行動し、決定することを明らかにし規定しています。※参考書籍は、別海町百年史

※【別海町民憲章】（昭和43年6月25日別海村告示第15号）

わたしたちは、明るい希望の朝日をオホーツクの海に迎え、美しく映える感謝の夕日を西別川の清流にひろがる広野におくる、自然のめぐみ豊かで、ますます開けゆく別海町の町民です。

わたしたちは、開拓の精神を受け継ぎ、強く逞しく前進する町を築くことを誇りとし、この憲章を高くかかげてその実践につとめます。

- 一、元気で働き、生産を高め豊かな町をつくりましょう。
- 一、みんな仲よく助けあい、あたたかい町をつくりましょう。
- 一、きまりを守り、住みよい明るい町をつくりましょう。
- 一、子供に夢と希望を与え、平和な町をつくりましょう。
- 一、教養を高め、美しい文化の町をつくりましょう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、別海町のまちづくりに関する基本理念及び基本原則を定めるとともに、協働のまちづくりを推進するため、町民の権利、役割及び責務並びに議会及び行政の役割及び責務を明らかにし、町民主体によるまちづくりを実現することを目的とします。

【解 説】

別海町自治基本条例を定める目的として、町民主体の“まちづくり”のルールを定めています。

- （1） 基本理念と基本原則を定め協働のまちづくりを推進します。
- （2） わたしたち（町民、議会及び行政）それぞれのあり方を定めています。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、別海町のまちづくりに関する最高規範であり、わたしたちは、この条例を遵守します。

2 議会及び行政は、ほかの条例などの制定及び改廃並びにまちづくりに関する計画の策定に当たっては、この条例に定める事項を尊重します。

【解 説】

別海町自治基本条例を「別海町におけるまちづくりの基本的事項を定める最高規範」として位置付けし、わたしたち（町民、議会及び行政）は、この条例を遵守すると定めています。

「この条例を遵守します」とは、本条例の基本原則、基本理念及び町民参加をはじめとした基本的な制度を誠実に守ることを意味しています。

議会及び行政は、ほかの条例、規則などの制定、改正、改廃や総合計画など別海町の計画の策定、変更を行うときは、この条例に定める事項を尊重します。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

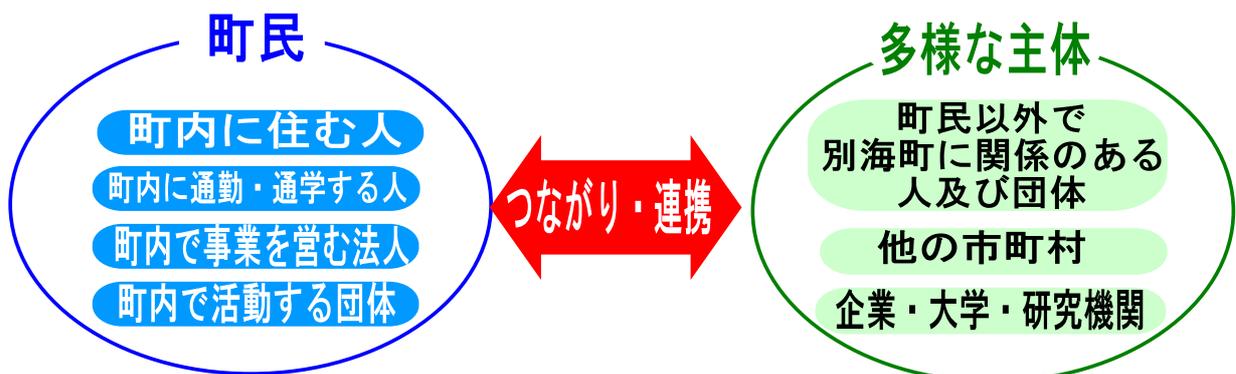
- (1) 町民 町内に居住する人、町内に通勤又は通学する人及び町内で事業を営む法人及び活動する団体をいいます。
- (2) 多様な主体 町民以外で別海町に関係のある人及び団体をいいます。
- (3) 行政 町長及び執行機関をいいます。
- (4) 執行機関 町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) まちづくり より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」から、地域、議会及び行政に至る幅広い領域及び分野における、さまざまな「活動」及び「計画」をいいます。
- (6) わたしたち 町民、議会及び行政の三者をいいます。
- (7) 協働 わたしたち及び多様な主体がそれぞれの役割及び責任をもって共に協力し合うことをいいます。

【解 説】

この条例で使用される用語について、一定の解釈を促すことを目的に、用語の意味を明らかにするものです。

- (1) 【町民】とは、町内に居住する人、町内に通勤又は通学する人及び町内で事業を営む法人及び活動する団体と定めています。
- (2) 【多様な主体】とは、町民以外で別海町に関係のある人及び団体と定めています。
- (3) 【行政】とは、町長及び執行機関と定めています。
- (4) 【執行機関】とは、町長部局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会と定めています。
- (5) 【まちづくり】とは、より良い暮らしを町民一人ひとりがつくっていく「暮らしづくり」から、地域、議会及び行政に至る幅広い領域及び分野における、さまざまな「活動」及び「計画」と定めています。
- (6) 【わたしたち】とは、町民、議会及び行政の三者を表す用語と定めています。
- (7) 【協働】とは、わたしたち（町民、議会及び行政）及び多様な主体がそれぞれの役割及び責任をもって共に協力し合うことと定めています。

【町民と多様な主体のつながりのイメージ図】



(基本理念)

第4条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本理念に基づいて、まちづくりを進めます。

- (1) わたしたちは、別海町民憲章の精神及びその基本理念を尊重します。
- (2) わたしたちは、まちづくりの主体として、お互いに情報を共有し、協働により将来の別海町を築き上げます。

【解 説】

別海町の“まちづくり”における目標である「基本理念」を定めています。

- (1) 別海町民憲章の精神とその基本理念を尊重すること。
- (2) わたしたち（町民、議会及び行政）は、“まちづくり”の主体として、お互いに情報を共有し協働により将来の別海町を築き上げること。

以上のことを基本理念として宣言しています。

(基本原則)

第5条 わたしたちは、前条に定める基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めます。

- (1) 情報共有の原則 相互にまちづくりに関する情報を共有します。
- (2) 町民参加と協働の原則 世代を超えた町民参加を基本とし、協働の相手すべてがお互いを理解し対等の関係で協力をします。

【解 説】

基本理念を実現するための基本的な考え方を基本とし、この条例では2つの基本原則を位置付けています。

わたしたち（町民、議会及び行政）それぞれが情報を共有し合い、世代を超えた町民参加を基本として協働の相手すべてがお互いを理解し対等の関係で協力することと定めています。

第2章 情報共有

(情報共有の基本)

第6条 わたしたちは、互いにまちづくりに関する情報を伝え合い、情報の共有がまちづくりの根源であることを基本とします。

【解 説】

前条で定めた情報共有の原則を情報共有の基本として、わたしたち（町民、議会及び行政）が互いに情報を伝え合い、情報共有がまちづくりの根源であることを定めています。

(情報提供)

第7条 議会及び行政は、この条例の基本理念の実現を図るため、その保有するまちづくりに必要な情報を町民へ積極的にわかりやすく適時に提供します。

2 町民は、まちづくりに必要な情報を、議会及び行政へ積極的に提供します。

【解 説】

議会及び行政は、基本理念に基づき“まちづくり”に必要な情報を町民に積極的にわかりやすく提供し、町民も“まちづくり”に必要な情報を議会及び行政に対して積極的に情報提供することとして定めています。

(情報公開)

第8条 町民は、町政に関する情報の開示を求める権利があります。

2 議会及び行政は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、別海町情報公開条例（平成14年別海町条例第42号）の規定により、情報を公開します。

【解 説】

情報共有のための具体的な制度として、情報公開に関する制度を定めています。

町の保有する情報は、町民共有の財産であり町民がまちづくりに参加するうえで不可欠なものであると考えます。

詳細な規定は、「別海町情報公開条例」に委任することとしています。

※【別海町情報公開条例（平成14年12月19日別海町条例第42号）】

(説明責任)

第9条 議会及び行政は、保有する情報について町民に説明する責務があります。

【解 説】

議会及び行政は、保有する情報を町民にわかりやすく説明する責任と義務があることを定めています。

(個人情報の保護)

第10条 議会及び行政は、個人の権利及び利益が侵害されないようその保有する個人情報について、別海町個人情報保護条例（平成14年別海町条例第43号）の規定により、適正に保護します。

【解 説】

個人情報の保護を図るための具体的な制度について定めています。

情報を積極的に提供しますが、個人の権利利益を保護しなければならないことや、収集した個人情報に関しては、適正な管理のために必要な措置をとることとしています。

詳細な規定は、「別海町個人情報保護条例」に委任することとしています。

※【別海町個人情報保護条例（平成14年12月19日別海町条例第43号）】

(町民の意見などへの取扱い)

第11条 行政は、まちづくりに関する町民の意見、提言、要望などに対し、迅速かつ誠実に対処します。

【解 説】

町民からの“まちづくり”に関する一人ひとりの意見、提言、要望などについては、迅速かつ誠実に対処することと定めています。

(町民参加の基本)

第12条 町民は、まちづくりの主体として、自主的及び自発的にまちづくりに参加することを基本とします。

【解 説】

町民参加に関する基本として、町民は、自主的及び自発的に“まちづくり”に参加することと定めています。

(町民参加の推進)

第13条 行政は、法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き、町民のまちづくりへの参加を推進し、意志を尊重します。

2 行政は、次の各号に掲げるときは、町民の参加を図ります。

- (1) 基本的な計画の策定又は見直しをするとき。
- (2) 行政評価を実施するとき。
- (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改正及び廃止をするとき。
- (4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法及び整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするとき。

3 前項に規定するもののほか、町民が参加できる機会を設け、まちづくりに反映します。

【解説】

町民参加の対象事項を定めています。

- (1) 基本的な計画とは、総合計画など町の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向を定めるもののほか、環境基本計画など、町行政の各分野の施策展開の基本方針を定める計画のことをいいます。
- (2) 行政評価とは、行政が行う施策や事務事業などについて、効果的かつ効率的に実施されているかを明らかにする制度のことをいいます。
- (3) 町民に義務を課し、又は町民の権利を制限することを内容とする条例とは、広く町民に適用される規制を定める地方自治法第14条第2項に基づく条例を指し、畜犬取締及び野犬掃とう条例などが該当します。
- (4) 広く町民が利用する公共施設の管理運営方法及び整備に係る基本的な計画策定又は重要な変更をするときとは、広く町民の利用が予想される会館、公園など大規模な施設の整備にかかる機能などを定める計画のことをいいます。

また、上記に定めるもののほか、町民が参加できる機会を設け、これからの“まちづくり”に反映することとして定めています。

(町民参加の方法)

第14条 町民は、次の各号に掲げる方法でまちづくりに参加することができます。

- (1) 審議会などへの委員としての参加
- (2) 意見交換会への参加
- (3) アンケート調査への意見表明
- (4) 町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明
- (5) 町政ご意見箱・ホームページからの意見
- (6) その他適切な方法

2 行政は、前項に規定する方法に関し必要な事項を別に定めます。

【解説】

町民参加の方法について定めています。(1)～(6)の方法を活用して町民参加を求めるとと定めています。

- (1) 【審査会などへの委員としての参加】
- (2) 【意見交換会への参加】
具体例として、「町長と話しませんか」・「町長と話そう（まちづくり懇談会）」・「ミルクミーティング」をいいます。
- (3) 【アンケート調査への意見表明】
- (4) 【町民意見の公募（パブリックコメント）への意見表明】
意思決定過程で素案を公表し、町民から意見などを募り、町民の意見を考慮して決定する制度のことをいいます。
- (5) 【町政ご意見箱・ホームページからの意見】
- (6) 【その他適切な方法】
今後、時代の変化などにより新たな制度が創設される可能性も含めて、何らかの方法で町民参加を求める制度のことをいいます。

（協働の推進）

- 第15条 わたしたち及び多様な主体は、まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めます。
- 2 議会及び行政は、協働のまちづくりを進めるに当たって、町民の自主性を尊重するとともに、情報を共有して相互理解のもとに信頼関係を築きます。

【解 説】

わたしたち（町民、議会及び行政）及び多様な主体が協働の推進に努めると定めています。

（住民投票）

- 第16条 住民投票は、住民（町内に住所がある人をいう。以下、同じ。）、議会及び町長の発議により、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、直接住民の意思を確認するため、議会の議決を経て実施することができます。
- 2 住民投票に参加できる人の資格及びその他住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。
- 3 町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

【解 説】

住民投票制度について定めており、制度の基本は、住民投票を実施する必要がある都度、条例を定める「個別設置型住民投票制度」としています。

住民投票は、間接民主主義を補完するものとし、直接住民の意思を確認するために行われるもので、町民参加の制度のひとつとして位置付けるものです。

なお、住民投票を行う際は、事前に十分な情報の共有や、町民参加による協議の場を経てからと考えます。その住民投票の結果については、議会及び町長の双方が尊重しなければならないと定めています。

※【個別設置型住民投票制度】とは、住民の意思を確認する必要がある都度、住民の直接請求や議会又は町長の住民投票条例案の提出により、議会の議決を経て制定されるものです。

(住民投票の請求及び発議)

第17条 住民のうち選挙権がある人は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条の規定により住民投票条例の制定を町長に請求することができます。

2 議員は、法第112条の規定により住民投票条例を発議することができます。

3 町長は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼす事由について、住民の意思を直接に確認する必要があると判断したとき、自ら提案することができます。

【解 説】

住民投票の住民の請求、議員の発議、町長の提案について定めており、制度の基本は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）、第112条（議員の議案提出権）に基づくこととして定めています。

※【地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第112条】

(1) 議会の議員及び町長の選挙権を有する住民は、住民投票の実施を請求する場合、有権者の1/50の連署をもって町長へ住民投票を実施するための条例の制定を請求することができます。

(2) 議員は、住民投票条例を発議する場合は、議員定数の1/12の賛成により、住民投票を実施するための条例案を提出することにより住民投票を発議することができます。

(3) 町長は、まちづくりに極めて重大な影響を及ぼすと判断した事由があるときは、自ら条例案を議会へ提出することによって発議することができます。

第4章 町民

(町民の権利)

第18条 町民は、まちづくりに参加する権利があります。

2 町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります。

3 町民は、行政サービスを受ける権利があります。

4 青少年や子どもも、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【解 説】

町民が“まちづくり”に積極的に関わるためには、町民の権利が保障されていることが重要であり、“まちづくり”における町民の権利について定めています。

ここで規定する権利とは、他人へ主張するものではなく、町民自らが参加できる自由を有することを表します。

また、青少年や子どもも、本町の次代を担う重要な担い手であることを含め、それぞれの年齢にふさわしい“まちづくり”に参加する権利があるとして定めています。

(町民の役割及び責務)

- 第19条 町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、将来にわたって誰もが暮らしやすい環境のまちづくりに努めます。
- 2 町民は、まちづくりに必要な情報を議会及び行政に積極的に提供するように努めます。
- 3 町民は、まちづくりに自らの知識及び技術を積極的に発揮するとともに、その発言及び行動に責任を持つよう努めます。
- 4 町民は、お互いに尊重し合い、世代を超えて協力し合うとともに、連携によるまちづくりを推進するように努めます。
- 5 町民は、まちづくりの適切な運営のための相応の負担を引き受けるものとします。

【解 説】

町民は、“まちづくり”の主体として、前条で定めた町民の権利とともに、本条については役割、責任と義務について定めています。

- (1) 自ら考え行動するとともに、自然環境などへの配慮を含め、将来にわたって誰もが暮らしやすい環境の“まちづくり”に努めると定めています。
- (2) “まちづくり”に必要な情報を議会及び行政に提供することに努めると定めています。
- (3) “まちづくり”に関し、自らの知識及び技術を積極的に発揮し、また、それらの発言及び行動に責任を持つことに努めると定めています。
- (4) 子どもからお年寄りまで世代を超えた“まちづくり”の推進に努めると定めています。
- (5) まちづくりを運営していく為の費用を負担することとし定めています。

なお、「相応の負担」とは地方税のみならず、分担金、使用料、手数料、受益者負担金など、法令又は条例などの定めるところによって町民に課す全ての負担を意味します。

(事業者の役割)

- 第20条 事業者とは、町内で事業活動を行う者をいいます。
- 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するように努めます。
- 3 事業者は、まちづくりの一員として、積極的に地域活動に参加し、住みよい地域社会の実現に寄与するように努めます。

【解 説】

町内で事業活動を行う事業者も町民であるという位置付けから“まちづくり”における事業者の役割について定めています。

(地域活動団体の役割)

- 第21条 地域活動団体とは、町内会をはじめとする、地域に根ざして形成された組織及び団体をいいます。
- 2 地域活動団体は、それぞれの地域特性を生かした活動及び交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げます。

【解 説】

町内で活動を行う地域活動団体も町民であるという位置付けから“まちづくり”における地域活動団体の役割について定めています。

町内会や地域で活動するさまざまな団体などは、それぞれの地域特性を生かした活動及び交流を通じ、まちづくりへの活動の輪を広げ“まちづくり”の推進に努めると定めています。

(地域コミュニティ)

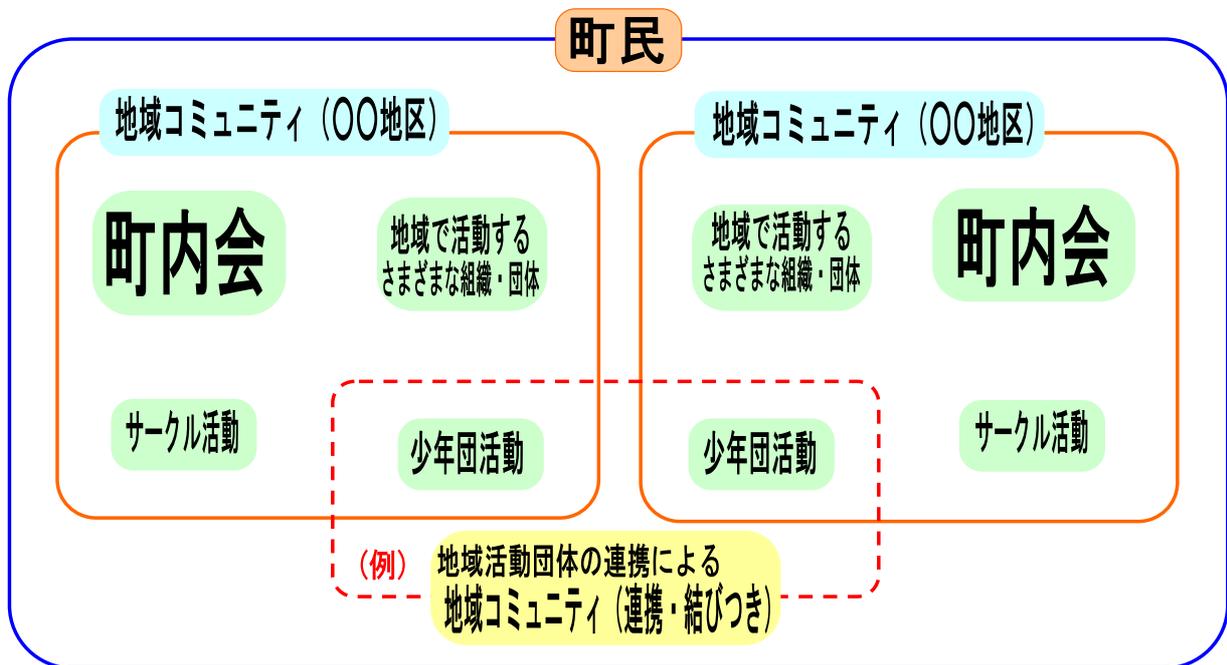
第22条 地域コミュニティとは、豊かなまちづくりに取り組むために、多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動する組織及び団体で形成される共同体をいいます。

【解 説】

多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域社会にかかわりながら活動する組織や団体で形成される共同体を地域コミュニティと定義しています。

また、地域コミュニティを超えた組織や団体との連携も地域コミュニティとしています。

【地域コミュニティのイメージ図】



(地域コミュニティにおける町民の役割)

第23条 町民は、協働によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティが果たす役割を認識し、その活動に自主的に参加協力するよう努めます。

【解 説】

町民一人ひとりが地域コミュニティへ自主的に参加協力するよう努めると定めています。

(議会、行政及び地域コミュニティのかかわり)

第24条 議会及び行政は、地域コミュニティとの協働を進めるため、地域コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動を支援します。

【解 説】

議会及び行政は、地域コミュニティの自主性や自律性を尊重し、その活動に対して支援すると定めています。

(議会の設置)

第25条 町民の信託に応え、町民の代表機関として、議会を置きます。

【解 説】

議会の設置について定めています。

「議会の設置」は、地方自治法によって定められた制度ですが、町民が信託して設置することを再度定義しています。

(議会の役割)

第26条 議会は、選挙で選ばれた代表で構成する議事機関です。

2 議会は、討論を基本とし、会議における慎重、活発にして自由な討議をする機会の拡充に努めます。

3 議会は、議決による意思決定の過程及び妥当性を町民に明示するものとします。

【解 説】

議会の役割について定めています。

議会は議事機関であり、自由な討議の機会を拡充するとともに、議決に至る過程や妥当性について町民に説明することを定めています。

(議会の権利)

第27条 議会は、別海町の条例、予算、決算、財産及び政策執行にかかわる意思決定を行います。

2 議会は、行政の事務に関する監査請求、調査などの監視の権限を有します。

【解 説】

議会の権利について定めています。

議会が有する権限は多岐にわたり、その内容は地方自治法に定められていますが、ここでは、代表的な権限について定めています。

(議会の責務)

第28条 議会は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定めを遵守し、町がまちづくりの指針として策定する総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの展望をもって課題を的確に把握し、活動する責務を有します。

2 議会は、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責務を有します。

【解 説】

議会は、基本的な責任と義務としてこの条例の基本理念、基本原則及び本条例の定めを遵守し総合計画に基づき、将来に向けたまちづくりの課題を的確に把握し、活動することを責任と義務とし、町民の意見を聴取し、議会運営について町民に説明する責任と義務があると定めています。

(議員の責務)

第29条 議員は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定めを遵守し、町民の信託に対する自らの責任を果たす責務を有します。

- 2 議員は、まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努めます。
- 3 議員は、政策立案能力、自治立法能力、審議能力などを高めるため、常に自己研鑽に努めます。
- 4 議員は、政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努めます。
- 5 議員は、別海町全体のまちづくりの視点をもって、的確な判断、活動を行うよう努めます。

【解 説】

自治基本条例の基本理念、基本原則及び本条例の定めを遵守し、議員が果たすべき責任と義務について定めています。

- (1) まちづくりの推進と町民の生活向上を目指し、常に政策の提案に努める。
- (2) 政策立案能力、自治立法能力、審議能力などを高めるため、常に自己研鑽に努める。
- (3) 政治倫理に基づいた公正かつ誠実な活動に努める。
- (4) 別海町全体のまちづくりの視点での的確な判断、活動を行うよう努める。

(議会の運営)

第30条 議会は、情報共有及び町民参加を図り、開かれた議会を目指します。

- 2 議会の会議は、公開とします。ただし、公開することが適当でないときは、その理由を付して非公開とすることができます。
- 3 議会は、会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努めます。

【解 説】

議会の運営における基本事項として、「情報共有」「町民参加」について定めています。

- (1) 議会の会議は公開とする。ただし、公開することが適当でないときは、その理由を付して非公開とすることができること。
- (2) 会期外においても町民の意思の反映を図るため、町民との対話の機会を設けるよう努める。

第7章 行政

(執行機関の役割及び責務)

第31条 執行機関は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定めを遵守し、まちづくりの推進のため、町民及び議会と連携協力して町政を執行します。

- 2 執行機関は、条例、予算及びその他議会の議決に基づく事務並びに法令などに基づく事務を適正に管理し執行します。
- 3 執行機関は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容などを常に見直し、最小の経費で最大の効果を上げるようにします。

【解 説】

執行機関としての基本的な役割、責任と義務について定めています。

- (1) 基本理念、基本原則及び本条例の定めを遵守し、まちづくりの推進のため、町民及び議

会と連携協力して町政を執行すること。

(2) 条例、予算及びその他議会の議決に基づく事務など適正に管理し執行すること。

(3) 権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、内容などを常に見直し、最小の経費で最大の効果を上げるとしています。

(町長の設置)

第32条 町民の信託に応え、別海町の代表として町長を置きます。

【解 説】

町民の信託に応え、別海町の代表として町長を置くことを再度定義しています。

※【信託】とは、信用して任せることと定めています。

(町長の役割及び責務)

第33条 町長は、この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定めを遵守し、公正かつ誠実にまちづくりに当たります。

2 町長は、職員を適正に指導監督するとともに、効率的な組織体制を整備します。

3 町長は、町政を担うための知識と能力を持った職員の育成をします。

4 町長は、まちづくりに関する情報を町民に分かりやすく説明します。

【解 説】

町長の役割、責任と義務について定めています。

別海町という行政を代表する町長は、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に全力を挙げてまちづくりに取り組む役割、責任と義務を有することを定めています。

また、職員を適正に指導監督し、町政を担うための的確な知識と能力を持った職員の育成を図る責任と義務についても定めています。

(執行機関の職員の役割及び責務)

第34条 職員は、全体の奉仕者として常に町民の目線に立ち、この条例の基本理念、基本原則及び本条例の定めを遵守し、公正で誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めるとともに、常に自己の研鑽に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、職務を遂行します。

4 職員は、互いに横断的連携を密にした職務を遂行します。

【解 説】

執行機関の職員としての役割、責任と義務を定めています。

職員については、全体の奉仕者として常に町民の目線に立ち、全力を挙げる責任と義務があると定めています。

第8章 行財政運営の原則

(総合計画)

第35条 行政は、まちづくりの将来の姿を明らかにし、地域で育まれてきた資源及び地域の特性を最大限に生かし、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

2 行政は、総合計画を最上位の計画と位置付け、行政が行う政策は、法令の規定によるもの及び緊急を要するものを除き総合計画に基づいて実施します。

3 行政は、各分野における個別計画などについて、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との整合性を図りながら進めます。

【解説】

計画的な行財政運営を行うため、議会の議決を経て総合計画を定めるとともに、総合計画に基づいて政策を執行することを定めています。

また、別海町が定めるほかの計画の内容と総合計画の内容との調整及び整合性を図りながら進管理を行うこととして定めています。

(行政評価)

第36条 行政は、効果的かつ効率的な町政を進めるため、行政評価の仕組みを確立し、総合計画に掲げた将来像の実現及び行政能力の向上に取組み、住民サービスの向上を図ります。

2 行政は、町民参加による行政評価を実施するとともに、評価結果の分かりやすい公表及び町民からの意見収集を行い、行政が行う政策へ反映します。

【解説】

行政評価を制度として位置付けています。

現在、行政評価に関する制度はありませんが、行政が行う施策や事務事業などについて効果的かつ効率的に実施されているかを明らかにする本制度の仕組みの確立に向けて取組むこととしています。

(財政運営)

第37条 行政は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、健全な財政運営を行います。

2 行政は、総合計画、行政評価などを踏まえた予算を編成します。

3 行政は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。

4 行政は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。

【解説】

総合計画に基づく予算編成と、中長期的な財政計画を図ることを定めています。

また、情報共有の観点からも予算及び決算などの財政状況をわかりやすく公表することも明記しています。

(組織体制)

第38条 行政は、社会経済情勢の変化及びまちづくりの課題に効率的かつ迅速に対応できる組織体制を確立します。

【解説】

社会経済情勢の変化及び町政の課題に効率的かつ迅速に対応できるよう組織体制を確立することについて定めています。

(行政手続)

第39条 行政は、町民の権利利益を保護するため、許認可の申請などの手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図ります。

2 行政は、前項に関する必要な事項について、別海町行政手続条例（平成9年別海町条例第28号）で定めます。

【解 説】

申請に対する許認可、不利益処分、行政指導などに関するルールを定め、町民の権利利益の保護を図ることを規定しています。

詳細な規定は、「別海町行政手続条例」に委任することとしています。

※【別海町行政手続条例（平成9年6月20日別海町条例第28号）】

(政策法務)

第40条 議会及び行政は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例などの制定及び改廃を行うとともに、法令などを自主的かつ適正に運用します。

【解 説】

政策法務とは、まちづくりに関する政策を実現するため必要な条例や規則などの法整備を行うことです。

(危機管理)

第41条 行政は、災害などの緊急時に対処するため危機管理体制を整備し、町民の生命、財産などを守るために必要な措置を講じます。

2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災などに対する意識を高め、地域一丸となった協力体制の整備に努めます。

3 わたしたちは、あらゆる危機へ対応するため、常に連携し協力します。

【解 説】

危機管理について定めています。

町民の生命及び財産を守ることは、行財政運営において重要な分野のひとつです。行政においては、計画に基づいた危機管理体制はもちろんのこと、緊急的な災害発生時における危機管理にも当たることを定めています。

また、わたしたち（町民、議会及び行政）は、危機管理を行ううえで協力体制の整備に努め、常に連携し協力することと定めています。

第9章 連携及び協力

(さまざまな人々との連携及び協力)

第42条 わたしたちは、別海町の特性を生かした活動及び交流を通じて、さまざまな人々の知恵及び意見をまちづくりに生かします。

2 わたしたちは、地域振興のため、企業・大学・研究機関などとの連携協力を推進します。

【解 説】

わたしたち（町民、議会及び行政）は、さまざまな人々の知恵及び意見をまちづくりに生かし、

また、文化や医療及び教育など地域振興のため企業・大学・研究機関などと連携協力して、まちづくりを進めることと定めています。

(国及び北海道との連携及び協力)

第43条 議会及び行政は、まちづくりの課題を解決するため、国及び北海道と相互に連携協力を推進します。

【解 説】

別海町と国及び北海道との連携及び協力について定めています。

地方分権社会にふさわしい適切な役割分担、相互の連携及び協力により、地方自治の拡充を図ることを定めています。

(他の市町村との連携及び協力)

第44条 議会及び行政は、効率的な町政運営及び共通する課題を解決するため、他の市町村、広域連合、一部事務組合などとの連携協力を推進します。

【解 説】

別海町と他の市町村との連携及び協力について定めています。

一例として、別海町のごみ処理業務は、周辺自治体で構成する広域連合で処理しています。

今後も、互いの自主性を尊重しながら、広域にまたがる課題については、その状況に応じて多くの分野で連携を図り取組むことと定めています。

(参考)

※【広域連合の状況】根室北部廃棄物処理広域連合（共同可燃ごみ等処理施設の設置、管理及び運営に関する事。共同リサイクルセンターの設置、管理及び運営に関する事。）

※【一部事務組合の状況】根室北部消防事務組合（消防に関する事務）・中標津町外2町葬斎組合（火葬に関する事務）など。

第10章 条例の見直し

(条例の見直し)

第45条 町長は、この条例が当初の目的を達成しているか総合的に検討するために、別海町自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 議会及び行政は、前項の規定により、条例の見直しなどが必要な場合は、適切な措置を講じます。

3 委員会に関し必要な事項は町長が別に定めます。

【解 説】

別海町自治基本条例が「社会情勢に適合しているか」「適切に運用されているか」を定期的に見直し、「条例を作っただけで終わらせない仕組み」として町民参加による「別海町自治推進委員会」を設けることと定めています。